

申告期限(3月17日)までに申告を済ませましょう

市・県民税の申告受付は、2月17日から左記の日程で行います。
この申告は、市・県民税や国民健康保険税などの課税資料や所得証明などの基礎資料にもなりませんので、忘れずに申告しましょう。

申告書は1月末に郵送しました。申告書が送られていない方で申告書が必要な方は、市民税課(東飯庁舎事務棟2階)、田沼・葛生の各総合窓口課に申告書があります。
※市ホームページからダウンロードできます

【申告受付の日程・会場・対象町名(住所)】

日付	受付会場	受付町名(住所) など
2月17日(月)	飛駒センター	飛駒
2月18日(火)	野上センター	御神楽・長谷場・白岩・作原
2月19日(水)	田沼中央公民館 小ホール(3階)	石塚・山越・戸室・岩崎
2月20日(木)		小中・山形・梅園・閑馬・下彦間
2月21日(金)		栃本・戸奈良
2月24日(月)		小見・吉水・新吉水・吉水駅前1丁目～3丁目・船越
2月25日(火)		赤見・出流原・寺久保
2月26日(水)		田沼
2月27日(木)	城北地区公民館	若松・天神・奈良淵・田之入・並木
2月28日(金)		堀米
3月3日(月)	氷室地区公民館	柿平・水木・秋山
3月4日(火)	吾妻地区公民館	大古屋・庚申塚・田島・君田・船津川・免鳥・村上・上羽田・下羽田・高橋
3月5日(水)	葛生あくとプラザ	中・豊代・牧・仙波
3月6日(木)		葛生西1丁目～3丁目・宮下・築地・富士見・鉢木・長坂・嘉多山・あくと・山菅・会沢
3月7日(金)		葛生東1丁目～3丁目・多田
3月10日(月)	勤労者会館	久保・相生・高砂・万・伊賀・本・大蔵・朝日・大・大橋・天明・大和・亀井・金屋下・金屋仲・金井上・大祝・金吹
3月11日(火)		馬門・高山・高萩・北茂呂・茂呂山・越名
3月12日(水)		上台・七軒・植野・植上・寺中
3月13日(木)		植下・若宮上・若宮下・伊保内・赤坂・飯田
3月14日(金)		葦川・富士・大栗・富岡・浅沼・栄・西浦・鏡塚・黒袴
3月17日(月)		犬伏上・犬伏中・犬伏下・犬伏新・米山南・関川・町谷・伊勢山

【受付時間】

飛駒支所、野上支所、氷室地区公民館の会場は、午前9時30分から午後3時
それ以外の会場は、午前9時30分から午後4時

●確定申告の問合せ

佐野税務署 ☎(22)4366

●市・県民税の問合せ

市民税課 ☎(20)3008

○申告受付に際してのお願い

- ① 混雑緩和のため、なるべく指定された日に受け付けしてください。
指定された日に都合がつかない場合は、他のどの日でも受け付けできます。
- ② 申告期間中は市民税課窓口での申告書作成のための相談は行いません。
- ③ 給与や年金収入のみの方の確定申告相談は、市開設の申告会場となります。ただし、平成25年中に入居された方で、住宅ローン控除を申告される方は、税務署での相談・提出となります。
- ④ 給与や年金以外の所得のある方、または控えに税務署の收受印が必要な方の確定申告相談は、市開設の申告会場では行いません。佐野税務署での相談・提出となります。
- ⑤ 平成11年から平成18年までに入居の方と平成21年から平成24年までに入居の方で、市・県民税からの住宅ローン控除を受けようとする方は、年末調整で申告されるか、申告期限(3月17日)までに申告してください。



○申告書の書き方

申告書をご自身で書く場合は、「申告書の書き方」を参照してください。事業(営業、農業)所得がある方は、申告書とは別に収支内訳書も作成してください。

なお事業の規模に関わらず、所得税の申告が必要ない方も、平成26年1月から記帳・帳簿の保存が義務付けられます。お早めにご準備ください。

○受付会場に持参するもの

- ① 市・県民税申告書(持参できない場合、受付会場にあります)
 - ② 確定申告書(税務署から確定申告書が郵送されている方)
 - ③ 印かん(認め印)
 - ④ 所得金額を証明する書類(給与所得や公的年金所得の方は源泉徴収票など)
 - ⑤ 事業所得(農業所得を含む)などのある方は、収支内訳書(収入や経費を記載した帳簿や領収書など)
 - ⑥ 平成25年中に支払った国民年金保険料・国民健康保険税・介護保険料などの領収書、生命保険料・地震保険料などの控除証明書
 - ⑦ 障害者控除を受けようとする方は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳または障害者控除対象者認定書など
 - ⑧ 医療費控除を受けようとする方は、平成25年中に支払った医療費の領収書(保険などで医療費の補てんを受けた方は補てん金額のわかる書類も持参)
 - ⑨ 寄附金税額控除を受けようとする方は、寄附金受領証明書
 - ⑩ 住宅ローン控除を受ける方は、税務署からの住宅借入金等特別控除額の計算書、金融機関の年末残高証明書
- ※給与所得者で年末調整を受けた控除以外の各種控除(雑損、医療費、社会保険料、扶養など)を受ける場合や、年金受給者が扶養親族等申告書で申告した控除以外の各種控除を受ける場合など、自主的な申告が必要となります

○受付会場に来られない方

申告書は郵送でも提出できます。また、ご家族など代理の方に申告を頼むこともできます。

【郵送先】

確定申告書 → 佐野税務署 〒327-8601 (住所不要)
市・県民税申告書 → 佐野市役所市民税課 〒327-8501 (住所不要)

ご存じですか? 「e-tax」(確定申告の電子申告)

住民基本台帳カード(住基カード)をお持ちの方は、所定の手続きをさせていただくことで、ご自宅に居ながら確定申告が提出できる「e-tax」がご利用できます。また、住基カードをお持ちでない方も、国税庁ホームページから確定申告書を作成することができます。詳しくは国税庁のホームページ(<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinkoku/shotoku/tokushu/index.htm>)をご覧ください。

(平成26年度分から適用される主な税制改正)

【給与所得控除の見直し】

- ① 給与収入が1,500万円を超える場合の給与所得控除額については、245万円の定額となります
- ② 特定支出控除における特定支出に、資格取得費、勤務必要経費(上限額65万円)を加え、特定支出控除の適用判定基準額が給与所得控除の2分の1(給与収入1,500万円超の場合は125万円)となります

【均等割の税率の特例措置】

「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」の施行により、平成26年度から平成35年度までの間、市民税、県民税の均等割がそれぞれ500円加算されます。

市民税=年額3,500円(現行3,000円) 県民税=年額2,200円(現行1,700円) ※均等割のみの税額

